



# ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔I〕\*

——1950年代前半の算定方法と制度連携——

中井 英雄 ・ 伊東 弘文 ・ 齊藤 慎

## 目次

### I. 連邦・州間財政調整と社会的連邦国家の財政責任

#### 1. 簡単な算定方法と財政責任の理論

／数枚の算定表／連邦国家の各州の間接限界責任／社会国家の連邦の全体責任と仲介者の連邦憲法裁判所／

#### 2. 基準型財政責任：基準改定による3期間区分

／第1期の一部要求法と調整負担／第2期の共通税と単段階調整／第3期の売上税参与と多段階調整／

#### 3. 州間財政調整の誕生前夜

／1948年度 SH 州への当座貸し／1949年戦後初の水平的財政調整／制定当初の基本法の不備／

### II. 州間財政調整の基準型財政責任

#### 1. 連邦と州の垂直的税収配分と財政力測定値

／利害の割合方式と一部要求法／地域収入の原則と税収分割法／調整負担の控除／

#### 2. 補正住民数による調整額測定値

／相対価値の調整額測定値／住民数の補正／ハンザ都市と市町村の役割／

#### 3. 連邦平均で一致する調整額測定値と財政力測定値

／実住民数1人当たり調整額測定値／財政力測定値に対する調整負担の役割／  
／不足額・余剰額による弱体州と強力州の両極／

### III. 水平的財政調整の間接限界責任と垂直的執行

#### 1. 1950年度の交付率・抛出率の対称性

／交付率・抛出率の対称性／SH 州への特別交付金／交付金・抛出金の再算定／

#### 2. 1951～54年度の不感地帯と非対称性による財政調整の強化

／不感地帯と非対称性／特例交付金の定額化／州間財政調整の調整効果／

#### 3. 「調整基金」に対する垂直的執行

／調整基金への調達金／一般財源による間接限界責任／第2次施行令の決算による清算／

### IV. 全体責任の連邦シフトと直接・間接限界責任の制度連携

／SH 州への財政援助法のアドホックな連携／補足的財政調整の算定方法／直接限界責任への制度連携／

\*) 本稿は、中井(2007:118)で指摘したように、戦後から約55年間の第1次施行令(予算)と第2次施行令(決算)の算定方法を中心とした研究の第I章であり、第II章以後も本紀要に連載を予定している。なお、本稿の法令や議会資料等については、国立国会図書館や近畿大学中央図書館の寺尾隆(2006)を初めとする職員の方々、齊藤研究室の舛友ミサ氏の協力を得た。記して感謝の意を表したい。

**概要** 社会的連邦国家ドイツの協調的連邦主義とは、連邦国家の各州が州間財政調整において間接限界責任を発揮し、連邦政府が社会国家として全体責任を確保するように両者の「調和」(制度連携)を意味する。財政力の強力州の拠出や連邦政府の財政支援で弱体州を支えられないときや、中間州が連邦平均の自主財源でナショナル・ミニマムを確保できないとき、連邦と州は「共同決定」によって税率操作権を行使することになる。この直接限界責任への連携や、間接限界責任と全体責任の連携という2つの制度連携は、州間財政調整が「補充的財政調整」を導入した1950年代前半の「第1期」において、すでに開始されていたと判断できる。

**キーワード** 協調的連邦主義, 州間財政調整, 直接・間接限界責任, 全体責任, 制度連携  
**原稿受理日** 2007年9月18日

**Abstract** It is integral to German co-operative federalism that state governments participate in interstate equalization payments as “indirect marginal accountability” in the federal state, and co-ordinate with the federal government which maintains uniformity of living conditions as the “full accountability” of the social state. Federal and state governments jointly control rates of income tax, corporate tax and VAT as “direct marginal accountability,” when the payments of relatively rich states are not able to guarantee some minimum level for relatively poor states. Co-operation between federal and state governments in public accountability began with the introduction of federal supplementary grants in the early 1950s.

**Key words** co-operative federalism, interstate equalization payments, marginal accountability, full accountability, co-operation between federal and state governments

---

備考) 1950年代前半の各州は、以下の通りである。

バーデン [Baden], ヴュテンベルク・バーデン [WB: Württemberg-Baden], ヴュテンベルク・ホーエンツォーレン [WH: Württemberg-Hohenzollern], バーデン・ヴュテンベルク [BW: Baden-Württemberg], バイエルン [BY: Bayern], ブレーメン [HB: Bremen], ハンブルク [HH: Hamburg], ヘッセン [HE: Hessen], リンダウ [Lindau], ニーダーザクセン [NI: Niedersachsen], ノルトライン・ヴェストファーレン [NW: Nordrhein-Westfalen], ラインラント・ファルツ [RP: Rheinland-Pfalz], シュレスヴィヒ・ホルシュタイン [SH: Schleswig-Holstein]。

## I. 連邦・州間財政調整と社会的連邦国家の財政責任

### 1. 簡単な算定方法と財政責任の理論

**数枚の算定表** ドイツ連邦・州間財政調整は、現在でも「数枚のデータに基づく算定表」が記載された第1次施行令で実施されている。その算定プロセスは、表計算ソフトのエクセルで言えば、50～100行程度の簡単なものである。各州の交付金と拠出金がどのように算定されたかは、この簡単な算定プロセスを見れば、誰でもわかる。その第1次施行令は、いまやインターネットを通じて、誰でも入手できる(寺尾, 2006)。

この簡単な算定方法を日本に最初に紹介したのは、おそらく伊藤(1976)であろう。伊東(1989)も、この算定表を論文の巻末に記載しているが、州間の水平的財政調整が、しばしば各州の連邦憲法裁判所への提訴という憲法紛争を起こすことが論じられている。各州の合意が簡単ではないことは、レンチュ(1991:邦訳, 1999)が、算定表を提案する連邦大蔵省と各州の代表からなる連邦参議院との政治プロセスとして、戦後から統一までを生々しく紹介しているが、算定表自体は紹介していない。ちなみに、10ページ前後の第1次施行令は毎年、連邦参議院に提出されるため、年間1万ページに及ぶ議事録のなかにあり、日本の国会図書館がこれを所蔵しているのはさすがである。

本稿の目的の一つは、レンチュの財政調整発展史を数量的なデータで補足することにある。その一部と概観は、中井(2007:98-115)が試みたが、本稿とその連載では、算定表に基づく算定方法の推移を具体的に紹介する。

**連邦国家の各州の間接限界責任** 財政調整の算定方法が簡単なのは、アカウンタビリティ(説明責任)の発揮にとって不可欠である。だが、財政の説明責任(public accountability:以下、財政責任)が発揮されても、憲法紛争を引き起こすように、各州の合意は簡単には得られない。とくに、水平的財政調整は、拠出州が一旦徴収した税金の一部を他の州に交付するので、紛争に絶え間がないのである。とはいえ、連邦・州間財政調整は1950年に誕生し、東西ドイツの統一という地域間格差に直面してもなお、紆余曲折を経ながら、今日まで各州の合意のもとで継続されている。その合意に至る秘訣を「数量的」な視点から探ることが、本稿の第2の目的である。

それには新たな分析ツールが必要である。この分析ツールが財政責任の理論である。この財政責任システムは、①ナショナル・ミニマムなどの基準によって行政内容を説明する基準型(standard)財政責任、②基準との「わずかな乖離」を説明する限界的

(marginal) 財政責任（以下、限界責任）、③当該団体で処理できない「極端な乖離」を他の行政組織（多くの場合、より上位の政府）や私的プロバイダー（コミュニティ・ボランティア部門）との連携で対処する全体的（full）財政責任（以下、全体責任）の3段階からなり、これらを通じて公平と効率のバランスをめざすのである（中井，2007：20-23）。

とくに、基準との「わずかな乖離」を説明する限界責任は、税率操作権の行使の有無、すなわち家計や企業の税負担に「直接」影響を及ぼすかどうかによって、直接と間接に区分する必要がある。たとえば、ドイツ市町村は、基準交付金という財政調整を通じて、ナショナル・ミニマムの需要額を上回る追加支出に対し、不動産税や営業税の税率操作権を行使する。この限界責任は家計や企業の負担に「直接」影響を及ぼしている（中井・伊東・齊藤，1997）。これを「直接限界責任」としよう。結論から言えば、各州は所得税・法人税の税率操作権を単独で行使することはなく、「連邦と州の共同決定」によって直接限界責任を発揮するのである。

他方、ドイツの州間財政調整は、各州の税収である財政力測定値が、その連邦平均である調整額測定値の基準から、「わずかに乖離した」不足額と余剰額に従って、交付金と拠出金を決定する。このとき、連邦参議院において各州が発揮する限界責任は、交付州や制度設計者の連邦がその乖離を拠出州に説明するが、家計や企業の負担に「直接」影響を及ぼすことはない。これを「間接限界責任」とすれば、各州は連邦国家の担い手として、①地方政府組織、②事務配分、③税源配分の選択において、地域連携の役割を担っているのである。

**社会国家の連邦の全体責任と仲介者の連邦憲法裁判所** 連邦政府は、社会国家の担い手として、州の範囲を超える「生活関係の統一性」を維持し、法の下での平等性や経済の統一性が総合された自然人や法人の生活の諸条件を整備することが求められている。各州の間接限界責任の範囲を超える「極端な乖離」は、連邦政府が補充的に調整（財源保障）し、全体責任を確保するのである。

連邦と州の共同決定は、連邦政府案の公表、連邦議会の議決を経て、各州の代表者からなる「連邦参議院」の同意を必要としている。各州は、連邦・州間財政調整に自分の意見が反映されていないと判断したとき、「連邦憲法裁判所」に提訴するのである（伊東，1989）。このため、州間財政調整法は、その判決を通じて頻繁に改正されている。

連邦憲法裁判所は、連邦政府、弱体州、強力州の三つ巴戦で、水平的財政調整が閉塞状態に陥ったとき、これを解決する「仲介者」の役割を担っている。社会国家と連邦国家の関係は、連邦の立法が州の行政を強く拘束するが、連邦の立法も、逆に州の行政権によっ

て絶えず制約を受けるため、連邦と州の権限の交錯と紛争に絶え間がないのである。

## 2. 基準型財政責任：基準改定による3期間区分

**第1期の一部要求法と調整負担** 州間財政調整の調整段階は、表1のように、5段階に及び、それぞれ基準型財政責任や間接限界責任、全体責任で特徴づけられる。これらの財政責任は、タイプの違いで不連続であるが、「基準型財政責任」の基準の変更は、連続的に区分できる。調整額測定値の基準、すなわち財政力(租税力)の「連邦平均」は、前段階の垂直的税収配分でその太宗が決まるから、州間財政調整は基本法の改定によって3つの期間に区分される。本稿は、この第1期を中心とするが、全期間の見通しを示すために、各期の特徴を解説しておこう。

ドイツの州間財政調整は表1のように、「基本法制定」直後の1950年度に誕生した。各州が徴収する所得税・法人税は、当初、すべて州税であったが、連邦の一部要求法は、連邦に移譲された戦後負担の一部を州が分担する「利害の割合方式」によって回避された(Zimmerman, 1985: 356-358, レンチュ, 1991, 伊東, 1997)。この利害の割合方式による州の分担は、調整負担(Ausgleichslasten)として財政力測定値の算定から控除され、本来の連邦平均基準に引き下げる役割を果たしている。その調整負担は、1951年度に一部要求法が導入されて大幅に縮小された。

水平的財政調整の垂直的執行、すなわち州から連邦への拠出金や連邦から州への交付金

表1 ドイツ連邦・州間財政調整の3期間

[期間：年度]

[調整段階：I～V]	第1期		第2期	第3期
	1950	1951～55	1956～69	1970～(全州：95～)
前段階の垂直的税収配分と [I：基準]の地域収入の原則	利害の割合方式	所得税・法人税の一部要求法	所得税・法人税の共通税	所得税・法人税の共通税(1/2)と売上税参与率
[II：間接] 税収分割	—	税収分割法	[廃止]	税収分割法の復活
[III：全体] 売上税配分	—	—	—	最低保障の補充分
[IV：間接] 水平的財政調整	〈交付金・拠出金〉			
財政力測定値(州・市町村税)	財政力測定値と調整負担		租税力測定値×95%	財政力測定値
調整額測定値(基準)	〈州・市町村税の連邦平均〉			
連邦政府への垂直的執行	調整基金への繰入れ		所得税・法人税の引渡し	売上税の引渡し
[V：全体] 連邦補充交付金	補充的財政調整(1951, 52)		補充交付金(1967～)	補充交付金(1970～)

注) 間接は間接限界責任、全体は連邦の全体責任、全州は旧東ドイツを組み入れた全州的財政調整を、また、〈 〉は全期間で共通していることを意味する。

出所) 伊東(1989: 189)より、筆者作成。

は、1955年度までの第1期では、現在の売上税等の特定税目の引き渡しではなく、一般財源の「調達金」(Aufbringung)として連邦特別会計の「調整基金」(Ausgleichmasse)に振り込まれている。また、基本法制定前の1948・49年度の戦後負担は、水平的財政調整の許容範囲を超えるので、州間財政調整法1951・52は全体責任として「補充的財政調整」を規定し、連邦と州が共同で一括処理した。

**第2期の共通税と単段階調整** 1955年の基本法改定により、州税であった所得税・法人税は、連邦との共通税(共同税)になった(伊東, 2002)。この基準型財政責任の変更に伴い、水平的財政調整に関する各州と連邦の垂直的執行は、所得税・法人税の一定割合を「引渡率」(Ablieferung)として「連邦国庫」へ振り込まれる。州間財政調整は、税収分割法や補充的財政調整の廃止によって、第IV段階の水平的財政調整だけの単段階になり、租税力(財政力)測定値は、調整負担の大幅縮減によってその95%が算入される。しかし、全体責任としての補充的財政調整は、一旦廃止されたが、1966年の戦後最大の不況により、1967年度から「連邦補充交付金」として復活している。

**第3期の売上税参与と多段階調整** ところが、1960年代後半の戦後最大の不況は、連邦補充交付金の復活程度では全体責任を確保できず、1969年の基本法改定を必要とした。この基準型財政責任の変更は、所得税・法人税に関する連邦と州の共通税配分を2分の1に固定し、州が売上税に参与する「税源結合」の強化である。これに伴って、連邦・州間財政調整は第1に、第IV段階の水平的財政調整の前に、第I段階の源泉地主義による地域収入の原則に対して第II段階の居住地主義による税収分割法を各州の間接限界責任として復活させた。第2に、第III段階の住民数で配分される売上税によって州税・市町村税の連邦平均の92%を保障する仕組みを連邦の全体責任として導入した。第3に、第V段階の連邦補充交付金によって全体責任を確保し、連邦・州間財政調整は、多段階調整になった。また、垂直的執行による間接限界責任は、所得税・法人税の代わりに売上税の一定割合を「引渡率」(Ablieferung)として「連邦国庫」へ振り込まれるかたちとなった。

### 3. 州間財政調整の誕生前夜

**1948年度 SH 州への当座貸し** 州間財政調整は、1949年5月23日のボン基本法成立によって1950年度から実施された。各州の間接限界責任の範囲を超える「全体責任」は本来、連邦が補完性の原理に従って果たさなければならない。しかし、基本法制定以前は占領下において、合同経済地域(Vereinigten Wirtschaftsgebiet)の経済評議会(Wirtschaftsrat: 後の連邦議会)に立法権限がなく、一般条項による立法も占領軍司令官の同意が必要であっ

た。また、合同経済地域の税収は1948年度、表2のように各州合計の8,942.4百万 DM に対し、212.3百万 DM と2.4%にすぎなかった。正式な中央政府が存在しないとき、州が全体責任を確保しなければならない。

1948年6月21日の通貨改革によって、ライヒ・マルクはドイツ・マルクへ切り替えられ、終戦直後のインフレは終息した。ところが、SH 州は税収が少ないうえに、難民が戦後住民数の約4割を占め、難民や占領軍への経費負担で財政破綻の危機に陥った。このため、州首相会議は、1948年10月28日、10月のみ13百万 DM の「当座貸し」(Kassenkredite: 無利子立替金)に合意し、その必要金額は州評議会(後の連邦参議院)が見積もった金額に限定した。しかし、SH 州への当座貸しは11月、12月も金額を変えて毎月更新され、1948年度で86.9百万 DM に達した[表5の(9)を参照]。

SH 州に次ぐ財政力の弱い NI 州は、自分も財政援助を受けられると期待していたが、2.6百万 DM の当座貸しを負担する側に立っていた(レンチュ、1991、邦訳:33)。このため、NI 州は、当座貸しの12月以降の支払を拒否した。これに対し、州蔵相会議は3月25日、一つのモデルを決議した。それは ①500百万 DM の調整財源で SH, NI, BY 州に付与、②配分比率は3州間で協議、③拠出は富裕州の関税・間接消費課税からの税収比例、というものであった。だが、このモデルは州間の合意が得られず、4月は SH 州への当座貸しを継続し、NI 州と BY 州の拠出を免除した。

**1949年戦後初の水平的財政調整** 経済評議会は表2のように、占領軍司令部や州評議会との協議の結果、州蔵相会議のモデルに基づく戦後負担暫定規律法を満場一致で可決し、弱体州への財政援助を当座貸しから、「法に基づく給付」に変更した(WiGBI. 1949 S. 235)。この「戦後初の水平的財政調整」に対し、占領軍司令部は異議をとねえ、戦後負担の事務を合同経済地域の行政評議会(Verwaltungsrat: 後の連邦政府)へ移管することを主張した。しかし、ボン基本法が5月23日に成立していたので、経済評議会は法律の有効期限を「1949単年度」とする占領軍司令部の異議を受け入れ、7月20日に成立したのである<sup>(1)</sup>。

(1) 戦後負担暫定規律法の内容は第1に、各州の占領経費と難民経費の負担に対し、合同経済地域内のビール税を除く個別消費税(Verbrauchssteuern)の州税収入に相当する年額合計500百万 DM を、合同経済地域の行政評議会に移譲する(第1条)。第2に、拠出する州の年額は、①NW:75百万 DM, ②HE:10百万 DM, ③WB:129百万 DM, ④HH:196百万 DM, ⑤HB:90百万 DM であり、これらの州はその12分の1を毎月拠出する(第2条)。第3に、交付を受ける州の年額は、①BY:100百万 DM, ②NI:180百万 DM, ③SH:220百万 DM であり、その12分の1を毎月受け取る。ただし、NI 州が1949年4月30日以降で、英国占領軍のために費した占領経費と占領後経費は、毎月の交付金額の1.7倍にも及んだため、BY 州はその格差の5%、SH 州はその格差の10%が合同経済地域の行政評議会を通じて、NI 州に引き渡される(第4条)。

表2 連邦と州の財政状況の推移：百万 DM

	1948年度：通貨改革 (1948年6月21日～ 1949年3月31日)		1949年度：基本法、 戦後負担暫定規律法		1950年度：第1次移行法 (利害の割合方式)		1951年度：第2次移行法 (27%)		1952年度： 一部要求法 (37%)		1953年度： 一部要求法 (38%)		1954年度： 一部要求法 (38%)	
	合同経済地域	州	合同経済地域	州	連邦	州	連邦	州	連邦	州	連邦	州	連邦	州
1 租税収入	212.3	8,942.4	963.9	14,582.4	9,849.7	6,323.8	16,116.5	9,404.2	19,274.8	12,369.0	20,373.8	13,562.9	21,974.7	14,334.4
内訳：所得税・法人税の連邦分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 州からの利害の割合方式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 連邦からの交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 歳入合計：一般支払資金合計 (1948・49)	453.5	10,743.0	1,114.0	14,900.9	12,427.3	10,117.4	19,559.6	12,332.3	23,102.3	15,894.0	27,308.8	16,858.2	27,962.5	17,825.6
〈連邦：目的別〉														
6 防衛費・占領軍負担：西ベルリン含む (1952～)	9.9	3,517.8	55.0	3,908.4	4,679.0	445.9	7,714.4	6.5	7,866.0	22.0	7,384.7	3.0	8,049.5	0.3
7 戦後負担・社会費負担：西ベルリン含む (1952～)	218.8	2,233.5	442.5	3,456.5	3,437.3	819.4	4,603.0	529.9	4,589.7	760.5	4,922.4	1,317.8	5,022.0	1,092.8
内訳：社会費負担					2,893.7	520.6	3,887.7	198.3	4,570.0	436.5	4,903.4	970.2	4,996.3	747.9
内訳：残りの戦後負担					543.6	298.8	715.3	331.6	19.7	324.0	19.0	347.6	25.7	344.9
小計：6 + 7	228.7	5,751.3	497.5	7,364.9	8,116.3	1,265.3	12,317.4	536.4	12,455.7	782.5	12,307.1	1,320.8	13,071.5	1,093.1
8 その他社会費					1,696.0		2,611.0		2,909.7		3,817.4		3,647.5	
9 その他					2,983.2		6,075.7		7,523.0		11,707.5		11,362.0	
〈州〉														
10 市町村交付金						1,350.6	1,438.4		1,585.0		1,655.7		1,594.7	
11 利害の割合方式による引渡し						924.0	84.8		16.5		—		—	
12 利害の割合を除く戦後負担						122.8	110.7		282.0		289.7		199.7	
13 投資貸付・交付金						2,117.9	2,113.5		2,697.5		2,882.2		2,933.8	
14 人件費 (Persönliche Ausgabe)						2,436.5	2,966.3		3,741.9		4,173.0		4,321.7	
15 その他						3,783.7	5,255.3		6,674.4		7,631.8		8,627.6	
目的別総歳出：西ベルリン含む (1952～)	504.3	10,932.8	1,742.0	16,367.7	12,554.2	9,785.0	18,034.3	9,711.6	19,762.1	11,081.6	21,844.6	12,708.3	22,742.1	13,552.0

注) データは時系列的に連続性がなく、合計も不突合であることに注意されたい。  
出所) Statistisches Bundesamt (1952-56), *Statistisches Jahrbuch*, より作成。



1949年8月14日、第1回連邦議会選挙が実施され、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)が9月20日に発足した。このとき、米英占領地域と仏占領地域が統合され、ドイツは東西に分割され、西ドイツが生まれた。戦後負担暫定規律法は、1949年12月までの有効期限であった。このため、連邦議会は1949年度の残り1950年1月～3月の新たな立法として、仏占領地域の各州を加えた戦後負担規律法を1950年1月27日に成立させた(BGBl. 1950 I S. 43)<sup>(2)</sup>。

1948・49年度の占領軍経費(Besatzungskosten)や難民等戦後負担(Kriegsfolge-lasten)は、表2の連邦と州の財政状況が示すように、州がそれぞれ5,751.3百万DM(小計:6+7)、7,364.9百万DMとそのほとんどを負担し、全体責任を確保してきた。この経費負担は120条の負担調整規定による社会保険補助とともに、基本法が全面適用される1950年度の第1次移行法によって、全体責任を連邦にシフトさせた(BGBl. 1950 I S. 773)。このため、連邦の負担は、1948・49年度のそれぞれ228.7百万DM、497.5百万DMから、15倍以上の8,116.3百万DM(小計:6+7)に増大した。

1950年度の連邦と州との垂直的税収配分は、基本法106条3項による所得税・法人税の一部要求法が見送られたから、連邦の税収9,849.7百万DM(1)では、構造的な財政赤字に陥ることになる。このため、各州は第1次移行法のいわゆる「利害の割合方式」(Interessenquoten)によって、連邦に移譲された戦後負担の一部を分担した<sup>(3)</sup>。

各州は表2の財政状況の推移が示すように、利害の割合方式で924.0百万DM(11)を引き渡し、連邦は917.1百万DM(2)を受け取った。この利害の割合方式による州の分担が、表3で示される州間財政調整・予算案1950の「8. 戦後負担と社会費負担の州分」であり、1,016.2百万DM(8)が財政力測定値の調整負担として控除されたのである。これに対し、1951年度は、各州は所得税・法人税の一部要求法によって27%分の-2,214.0

(2) 戦後負担規律法では、連邦政府の特別会計「調整元金(Ausgleichstock)」(第1条)に、1949年10月1日から1950年3月31日までの半年度の金額307.5百万DMについて、①HB:55百万DM、②HH:108百万DM、③NW:80百万DM、④WB:64.5百万DMがその6分の1を毎月拠出し(第3条)、調整元金から、①BY:45百万DM、②HE:20百万DM、③NI:90百万DM、④RP:42.5百万DM、⑤SH:110百万DMは、その6分の1の交付金を毎月受け取る。その結果、戦後負担規律法では、戦後負担暫定規律法の下で拠出州であったHEが、交付州に転じ、RP州が新たな交付州に加わって、1949年度の調整元金の規模は586.3百万DMに達した。

(3) その州の分担比率は、第1次移行法第2条により、①占領軍経費と委任支出(Auftragsausgaben)の経費(第5条):10%、②第6条で示された経費:10%、③戦後援護費(Kriegsfolge-hilfe)(第7-13条):25%、④郷土から追放された者(Heimatvertriebener)の入国移住(Umsiedlung)及び戦後援護を受ける者の出国移住(Auswanderung)の経費(第14条):15%、⑤在外ドイツ人の引揚げ費(Rückführung)(第15条):15%、⑥国境越境者宿泊施設費(Grenzdurchgangslager):15%、⑦被追放公務員及び旧職業軍人に関する経費:15%、⑧戦傷者、戦死者遺族等に関する経費やその同等の者と、捕虜の費用:15%、⑨失業手当の援助基金(Grundfördertungsbetäge)への割当金を除く費用:10%のように費目によって10~25%とされたが、⑩失業保険に対する補助(Zuschüsse)や⑪社会保険に対する補助は対象外とされた。

百万 DM (表2の(1)の内訳)を引き渡し、連邦は2,278.4百万 DMを受け取っている。その代わりに、第2次移行法(BGBI. 1951 I S. 774)の利害の割合方式による州の分担は、84.8百万 DMに削減され、表3の州間財政調整の連邦政府案1951・52(BStBl. 1952 I S. 835)では、96.4百万 DM(8)が財政力測定値の調整負担として控除された。

基本法制定前の戦後負担等は、正式な中央政府が存在しなかったため、州が全体責任を果たす必要があった。しかし、制定後の全体責任は、連邦への事務移譲と、利害の割合方式や一部要求法によって連邦にシフトしたのである。

**制定当初の基本法の不備** 制定当初の基本法は、州間財政調整の問題を先送りした。その策定において、ドイツ側は連邦と州の税源結合や州間財政調整を提案したが、占領軍側はその財政規定案に拒否権(Veto)を行使し、税務行政についてはドイツ側の「連邦が行う」に対し、その担い手を「基本的に州」とした。その結果、①連邦は関税・輸入売上税など一部の税務行政に限定され、州が直接税など大部分を担い、②租税立法は連邦法とされたが、③税源結合がなく、連邦には売上税が帰属し、州に帰属した所得税・法人税に対して連邦参議院の同意を条件に一部を要求できることになった。これが、1951年度からの一部要求法につながったのである。

州間財政調整に関しては、基本法106条で ①弱体州への財政調整が正当化されたが、占領軍側の ②連邦による弱体州への垂直的交付金が示唆され(106条3項)、他方ではドイツ側の ③水平的財政調整の可能性が認められた(106条4項:高田・初宿(2001:265))。しかし、その具体化、すなわち3項と4項の選択に関する107条は、連邦議会は連邦参議院の同意を条件に、1952年12月31日までに「連邦法」で改定できるとし、問題が先送りされた。これは、将来の法律で基本法が作られる「倒錯」であり、基本法の改定には2/3の多数を必要とするが、連邦法は過半数で改定できる(伊東, 1997:41)。また、106条の改定期限も、2度にわたって改定され、1955年12月31日までとされた(法律等の経過は、付表1を参照)。

## II. 州間財政調整の基準型財政責任

### 1. 連邦と州の垂直的税収配分と財政力測定値

**利害の割合方式と一部要求法** 州間財政調整は、各州の財政的な給付能力を表す財政力測定値と財政需要を表す調整額測定値の2要素で決定される。前者の財政力測定値は、基本法の垂直的税収配分に従って、連邦全体で統一的な課税権に基づく州税と市町村税の合

計から、戦後負担等の「調整負担」を控除した金額である。消防税などの目的税や公営企業の収入、受益者負担は、各州の歳入の15%を占めるが、その対象ではない。このため、州税は、所得税、法人税、財産税、相続税、自動車税、ビール税、取引税である。なお、取引税は、競馬税、消防税 (Feuerschutzsteuer)、1948年12月21日からの NI 州法による自動車税割増 (Zuschlages zur Kraftfahrzeugsteuer) が除かれている。

各州が徴収する所得税と法人税は、表3の「予算案1950」で行番号(4)のように、その連邦分が、第1次移行法による「利害の割合方式」で回避されたので、100%州分である(第1次施行令案1950:BR. Drucks. 83/53)。なお、1950年度100%州分のデータは、記載されていない。これに対し、1951年度以降の所得税・法人税は、一部要求法によって、51年度がその27%、52年度37%、53・54年度38%が連邦分となる。したがって、1951年度所得税・法人税(4)の各州合計は、所得税・法人税9,252百万 DM から連邦分2,187百万 DM (27%) が控除され、7,065百万 DM となる(連邦政府案1951・52: BStBl. 1952 I S. 835)。

**地域収入の原則と税収分割法** 所得税には給与所得税と査定所得税がある。これらと法人税は、源泉地主義の「地域収入」の原則に従って徴収される。この原則に基づく州間の税収配分では、本社所在地の州に税収が偏在する。このため、1951年度から税収分割法が導入された(BGBl. 1952 I S. 225)。給与所得税は、源泉地州の徴収額を給与所得者の居住地州に分割し、査定所得税と法人税は、本社に関連する事業所の所在地州の間で分割する。この税収分割法は、各州の所得税・法人税の地域間格差を緩和し、州間の水平的財政調整の規模を縮小するので、各州の間接限界責任である。

他方、市町村税は、不動産税と営業税の物税だけである。この物税の実際税率は地域間で異なるが、州間財政調整法を起案する連邦大蔵省が、市町村財政で必要な一律税率を設定する。課税ベースは、前年度の徴収額を地域間で異なる実際税率で割って課税ベースを算定し、連邦平均の税率を掛けて税収とする。その税率は、農林業の不動産税Aが150%、不動産税土地Bが150%~240%、収益と資本にかかる営業税が265%である。1951年度の物税は、各州合計で2,156百万 DM (6) であり、州税・市町村税合計(7)の約2割を占める。

**調整負担の控除** 表3の財政力測定値(10)は、州税・市町村税合計(7)から調整負担合計(9)を控除したものである。調整負担は、1950年度で ①連邦の戦後負担と社会費負担の州分、②戦争災害負担、③間接的難民負担、④長期失業対策負担、⑤平衡請求権の利子負担、⑥海港維持負担の6項目であったが、1951年度から ⑦大学維持負担が追加

表3 州間財政調整の予算案1950, 連邦政府案1951, 予算1953: 百万 DM

	Baden	WB	WH	BW	BY	HB	HH	HE	Lindau	NI	NW	RP	SH	合計
実住民数 (1950.9.13: 千人)	1,339	3,908	1,184		9,126	559	1,606	4,324	58	6,797	13,196	3,005	2,595	47,696
1 修正実住民数: 千人	1,385	3,898	1,181		9,104	557	1,602	4,313	58	6,781	13,164	2,988	2,588	47,581
2 補正住民数: 千人	1,242	3,856	1,091		8,809	659	2,115	4,189	54	6,517	13,707	2,803	2,538	47,581
3 補正係数 (%): (2)/(1)	93.0	98.9	92.4		96.8	118.3	132.1	97.1	92.1	96.1	104.1	93.5	98.1	100.0
1 実住民数 (1952.9.30: 千人)	1,359	3,939	1,197		9,122	568	1,628	4,356	59	6,758	13,316	3,050	2,541	47,892
2 補正住民数: 千人	1,263	3,914	1,103		8,803	659	2,146	4,247	54	6,478	13,887	2,854	2,485	47,892
3 補正係数 (%): (2)/(1)	93.0	99.4	92.2	6,818	96.5	115.9	131.8	97.5	92.7	95.9	104.3	93.6	97.8	100.0
1 実住民数 (1953.9.30: 千人)	1,339	3,908	1,184	6,580	8,778	697	2,251	4,361	57	6,329	14,788	3,003	2,303	49,147
2 補正住民数: 千人	1,263	3,914	1,103	96.5	96.4	115.2	131.3	97.6	93.4	95.6	104.3	93.4	97.5	100.0
3 補正係数 (%): (2)/(1)	93.6	99.9	92.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
4 所得税・法人税州分: 100%	149.5	574.4	128.4	n.a.	874.3	90.4	395.3	597.3	7.9	689.0	1,990.5	258.1	157.9	5,913.0
5 所得税・法人税州分: 73%	162.5	637.0	143.5	1,105.0	980.9	116.5	405.4	643.8	7.3	732.7	2,450.7	330.0	184.1	6,956.4
6 州税	180.6	685.1	154.4	1,296.0	1,127.7	111.5	466.7	693.0	9.7	798.5	2,330.3	317.1	190.4	7,065.0
7 市町村物税	61.5	193.0	54.6	533.8	319.6	34.7	86.8	188.4	2.5	248.6	582.1	99.4	85.5	1,956.6
8 戦後負担と社会費負担の州分	48.6	77.1	20.4	1,829.8	1,777.0	204.7	665.2	1,039.5	13.3	1,222.4	3,981.5	572.4	332.2	11,638.0
9 調整負担合計	4.1	5.6	2.7	15.9	20.6	1.3	1.9	6.9	0.1	17.5	23.3	3.5	8.9	99.9
10 財政力測定値: (7)-(9)	148.8	636.8	152.4	172.4	218.6	38.3	118.9	109.5	0.8	169.8	319.3	59.7	85.2	1,292.5
11 調整額測定値: (2)×Σ(10)/Σ(2)	225.0	783.6	195.0	1,657.4	1,558.4	166.4	546.3	930.0	12.5	1,052.6	3,662.2	512.7	247.0	10,345.5
12 剰余額 (+) または不足額 (-): (10)-(11)	153.8	477.5	135.2	272.3	1,090.9	81.7	262.0	518.8	6.7	807.1	1,697.7	347.1	314.4	5,892.8
13 交付金 (+) または拠出金 (-)	211.2	654.5	184.4	-76.2	1,471.8	110.1	358.7	710.1	9.1	1,083.0	2,321.9	477.1	415.4	8,007.4
【不足額または剰余額: 千DM】	-5.0	159.2	17.2	-76.2	-142.8	2.7	80.7	83.0	3.9	-233.3	311.2.9	632.1	484.8	10,345.5
14 90~100%の不足額: (11)×0.1	13.8	129.1	10.6	-76.2	-216.8	9.3	108.2	85.7	2.5	-196.9	375.3	-107.4	-213.3	734.4
15 110%超の剰余額: (10)-(11)×1.1	3.0	-73.3	-5.7	272.3	-289.4	19.7	72.5	12.0	0.5	-279.7	549.3	-119.4	-237.8	926.3
20 90~100%の不足額の25%: (14)×0.25	0.9	-34.7	-0.5	-76.2	17.0	-1.4	-32.5	-18.0	-0.7	30.0	-93.2	23.3	109.9	180.1
21 1人当たり財政力測定値: (10)/(2)	4.953	165.15	0.13965	0.10764	0.12794	0.16198	0.14366	0.19655	0.08805	0.14874	0.08821	0.04227	0.02385	0.12385
22 1人当たり財政力測定値: (10)/(2)	4.953	165.15	0.13965	0.10764	0.12794	0.16198	0.14366	0.19655	0.08805	0.14874	0.08821	0.04227	0.02385	0.12385
23 1人当たり財政力測定値: (10)/(2)	4.953	165.15	0.13965	0.10764	0.12794	0.16198	0.14366	0.19655	0.08805	0.14874	0.08821	0.04227	0.02385	0.12385



された。

とくに、1950年度の ①連邦の戦後負担と社会費負担の州分は、利害の割合方式によって州全体で1,016.2百万 DM (8) に及び、これを加えた調整負担合計2,300.2百万 DM (9) は、州税・市町村税合計 (7) の約28%に相当する控除額となった。しかし、1951年度の ①連邦の戦後負担と社会費負担の州分は、一部要求法の導入によって、96.4百万 DM (8) と大幅に削減され、調整負担合計1,214.1百万 DM (9) も、州税・市町村物税合計 (7) の約13%の控除額となっている。

## 2. 補正住民数による調整額測定値

**相対価値の調整額測定値** 調整額測定値は、日本の需要額のような財政負担格差の絶対価値ではなく、州間で比較可能な客観的「相対価値」(Beziehungswerte) である(連邦政府案1951・52, BStBl. 1952 I S. 835: 第17-18項)。各州の絶対的価値を支出面で比較し、すべての州の標準的財政需要を導くことは不可能なのである。

例えば、構成団体数が300団体を超えるように多くなると、回帰分析による標準化原理を適用できる。しかし、この標準化原理は、州の数が1950, 51年度で12団体、1952年度にバーデン, WB, WH が合併した BW 州を加えた10団体では適用できない。また、人口6万人弱のリンダウ郡や約60万人のブレーメンを例外とすれば、各州の人口は百万人を上回るから、規模の不経済に配慮した段階補正の必要がなかったと考えられる。

**住民数の補正** プレヒトの法則に従う住民数の補正は、いわゆる「死者の魂原理」(Totenseelenprinzip) とも言われ、日本のように小規模団体に有利な段階補正ではなく、英国と同様の大都市に有利な補正である。補正住民数は実住民数に、①市町村の人口5,000人まで: 100%, ②5,000~15,000人まで: 115%, ③15,000~80,000人まで: 125%, ④市町村の人口80,000~400,000人まで: 135%, ⑤400,000~500,000人まで: 150%, ⑥500,000人超: 160%の住民1人当たり係数(Ansätzen) を掛けて得られ、この係数は1950~54年度で同じである(州間財政調整法1950, BGBI. 1951 I S. 198: 第13条)。補正住民数は、実住民数の各州合計に等しくなるように、例えば、連邦政府案1951・52では88.7851%で割り引かれた値である。

第1次施行令案1950が示した当初の「連邦政府案1950」では、「④市町村の人口80,000人超: 135%」までの4段階であった(BR. Drucks. 83/53)。これに対し、第1次施行令案1950が示した「予算案1950」では、財政力が最も高いハンブルクの合意を得るため、⑤150%, ⑥160%の2段階が追加された。予算案1950の補正住民数は、連邦政府案1950に対

して11%増加し、ハンブルク(HH)やブレーメン(HB)の実住民数(1)に対する補正係数(3)は、それぞれ130%、115%に引き上げられた。

**ハンザ都市と市町村の役割** これらのハンザ都市の存在は、州間財政調整の制度設計に影響を及ぼしている。財政力測定値はこれらの都市州が州間財政調整に留まるように、州税と市町村物税の合計(市町村物税の全額算入)とした。他方、市町村財政の算入によって、調整額測定値は市町村の財政需要格差に配慮し、「相対価値」としての補正住民数が導入されたわけである。

調整額測定値は、財政力測定値の補正住民数1人当たり連邦平均( $\Sigma$ 財政力測定値(10) /  $\Sigma$ 補正住民数(2))に各州の補正住民数(2)をかけたものである。したがって、日本の基準財政需要額のように、すべての州に適用される需要要素を調整額測定値の支出側に算入させることはない。

### 3. 連邦平均で一致する調整額測定値と財政力測定値

**実住民数1人当たり調整額測定値** 基準型財政責任の基準となる調整額測定値の各州合計は、財政力測定値のそれに一致する。いま、各州の実住民数1人当たり州・市町村税、財政力測定値、調整額測定値、交付金・拠出金を加えた調整後財政力測定値を、それぞれ各年度の「連邦平均」( $= \Sigma$ 調整額測定値 /  $\Sigma$ 実住民数)で割った指数で表すことにしよう。調整額測定値指数は、図1の1950・51・53年度決算のプロット(●)と実線が示すように、連邦平均指数(100%)を通り、対数変換した人口密度[ $\ln$ (人口密度):以下、人口密度]に対して右上がりの直線で表すことができる。ここで、図1や表4は1950、51年度のバーデン、WB、WH州をBW州とし、リンダウ郡を除外した9州を対象としている。

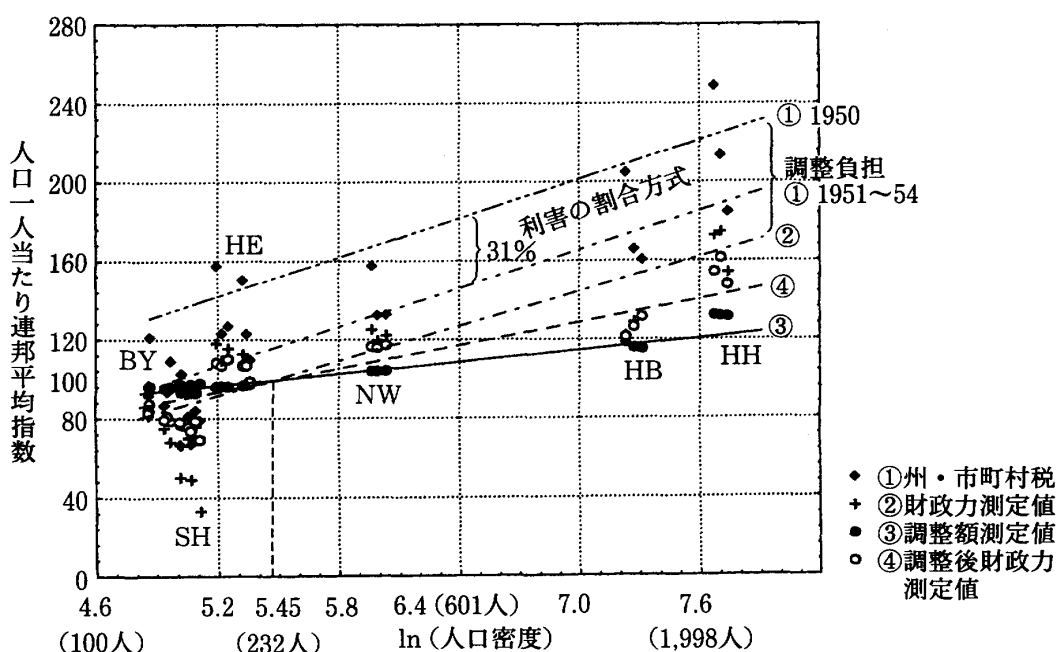
この調整額測定値指数は、表4のように、1950~54年度の決算データから、人口密度に対して11.42の傾きを持つことが統計的に確認できる(付表2を参照)。この指数は、1km<sup>2</sup>当たり人口密度が232人で連邦平均指数の100%に一致する。ヘッセン(HE)州の人口密度は、1950年度205人と連邦平均に最も近い中間州である。この中間州は、利害関係がないので、州間財政調整をめぐる連邦参議院の弱体州と強力州の論争において、キャスティング・ボートを握るのである。

**財政力測定値に対する調整負担の役割** 財政力測定値指数は、図1のプロット(+)と一点鎖線のように、調整額測定値指数と「連邦平均指数」の100%で交差しながら、人口密度に対して右上がりの直線で表すことができる。しかし、財政力測定値指数の傾き

26.18は、調整額測定値指数のそれよりも高く、税収分割後でもなお、大きな税源の偏在状況を表している。

また、州・市町村税指数も、図1のプロット(◆)と二点鎖線のように、人口密度に対して右上がりの直線で表すことができる。その係数34.51は第1に、財政力測定値よりも、さらに大きな税源の偏在を示している。第2に、「SH ダミー」は、財政力が弱体のSH州の税収が第1期で他の州に比べ、-34.89ポイント低いことを示している。第3に、州・市町村税指数は表4の「50年ダミー」が示すように、1950年度の利害の割合方式による調整負担分として、他の年度に比べ31.30ポイント高い。

図1 第1期の1950年代前半の州間財政調整の構造



出所) 筆者作成。

表4 1950~1954年度の州間の財政力構造 (決算ベース: N=45)

実住民数1人当たり	定数項	ln(人口密度)	SH ダミー	50年ダミー	adjR <sup>2</sup>
州・市町村税指数 (%)	-76.32 (-6.12)	34.51 (16.4)	-34.89 (-5.18)	31.30 (4.80)	0.898
財政力測定値指数 (%)	-44.00 (-3.93)	26.18 (13.8)	-40.79 (-6.69)		0.848
調整額測定値指数 (%)	37.81 (13.8)	11.42 (24.2)			0.930
調整後財政力測定値指数 (%)	-20.07 (-2.28)	21.74 (14.6)	-14.92 (-3.13)		0.854

出所) 筆者作成。



この調整負担は、州・市町村税と財政力測定値の差で表される。後者の財政力測定値の推定式が示すように、「SH ダミー」の係数が他の州に比べ-40.79ポイントも低いので、調整負担は SH 州の財政力を6ポイント(=40.79-34.89)引き下げている。また、財政力測定値指数は、人口密度の係数が26.18で、州・市町村税のそれよりもかなり小さいので、調整負担は州全体の財政力格差を緩和する役割を果たしたのである。

**不足額・余剰額による弱体州と強力州の両極** 財政力測定値が調整額測定値を上回る財政力の強力州と、下回る弱体州は、それぞれ余剰額と不足額で示される。表3の余剰額と不足額の各州合計(12)は、年々増加しているが、財政力測定値の各州合計(10)に対する割合は、10%前後で比較的安定している。

財政力の弱体州は、不足額(12)から見ると、NI州とSH州がほぼ同額である。だが、表3の調整額測定値に対する財政力測定値の「調整前財政力指数」(29)や、図1の実住民数1人当たり金額に基づく財政力測定値指数では、明らかに最も財政力が弱体化した州はSH州である。ただし、SH州の調整前財政力指数は、1950年度34.1%、51年度48.7%、53年度51.0%と年々高くなっている。

財政力の強力州について、余剰額(12)は、人口規模が最も大きなNW州が各州合計の半分を占めるほど圧倒的に大きい。しかし、その調整前財政力指数は120前後でハンブルク(HH)と肩を並べ、実住民数1人当たり金額に基づく財政力測定値指数では、ハンブルク(HH)が連邦平均の160%前後で最も高い。したがって、実住民数1人当たり金額でみるならば、弱体州と強力州は、それぞれSH州とハンブルク(HH)を両極とする。

### Ⅲ. 水平的財政調整の間接限界責任と垂直的執行

#### 1. 1950年度の交付率・拠出率の対称性

**交付率・拠出率の対称性** 州間財政調整法1950では、余剰額に対する拠出金(調達金: Aufbringungsanteile)と不足額に対する交付金が、それぞれ第14, 15条で、以下のように規定されている(BGBI. 1951 I S. 198)。

$$\begin{aligned} \text{交付金 (25)} &= (\text{調整額測定値} \times 90\% - \text{財政力測定値}) \times 50\% \\ &+ [\text{調整額測定値} \times (100\% - 90\%)] \times 25\% + (\text{特別交付金 (24)} : \text{SH 州}), \\ &\dots (1 : 1950) \end{aligned}$$

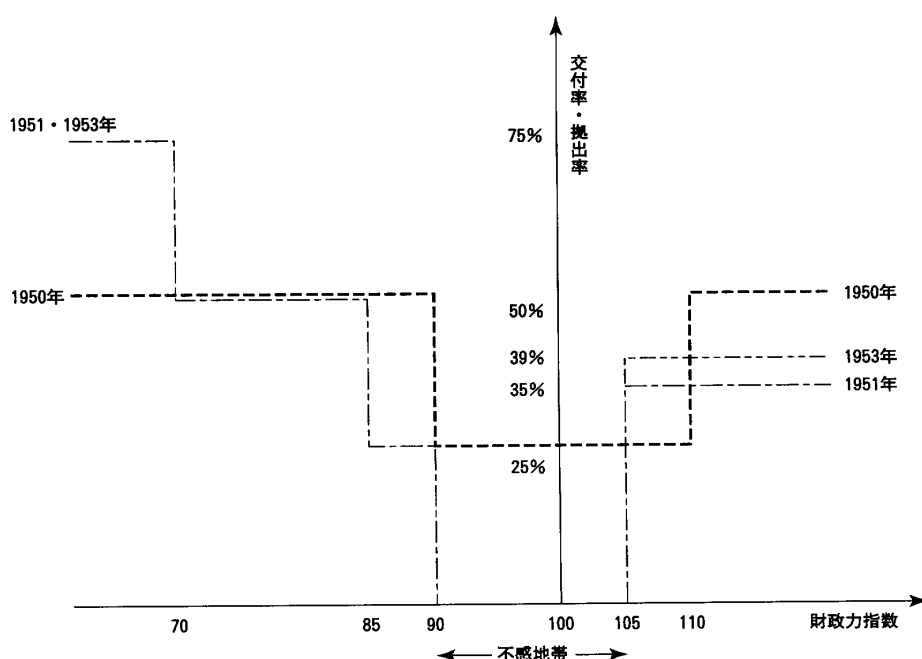
$$\begin{aligned} \text{抛出金 (28)} &= (\text{財政力測定値} - \text{調整額測定値} \times 110\%) \times 50\% \\ &+ [\text{調整額測定値} \times (110\% - 100\%)] \times 25\%. \end{aligned} \quad \dots (2:1950)$$

ここで、交付金は、①調整額測定値の90%に不足する金額に50%、②それを超えて調整額測定値の100%に不足する金額に25%をかけた合計である。これに対し、抛出金は、①調整額測定値の100~110%の間にある財政力測定値に25%、②調整額測定値の110%を超える財政力測定値に50%をかけた合計である。このため、縦軸の交付率と抛出率は、図2のように、ヨコ軸の財政力指数100%を中心として、「左右対称」に±10%の90%と110%まで25%、これを超えると50%に設定されている。

例えば、SH州の交付金は表3の他の弱体州と同様に、調整額測定値の90~100%までの不足額31,438千 DM (14) に25%を掛けて7,859.5千 DM (20) と、90%までの不足額175,636千 DM (15) に50%を掛けて87,818千 DM (21) の合計が算定される。ただし、SH州のそれはさらに、特別交付金29,052千 DM (24) を加えた合計124,730千 DM (25) になる。

SH州への特別交付金 特別交付金 (Sonderzuweisungsanteil) は、SH州の他にも、バーデン州に適用されるが、それは「バーデン州は、キール市の窮状を緩和するため、2百万 DM (24) の特別交付金を受け取る」(州間財政調整法1950第17条) のように、「定額」の特別交付金である。

図2 交付率と抛出率の対称性と非対称性



これに対し、SH 州への特別交付金は、「定率」の特別交付金で、「SH 州は、財政力測定値と、次の財政力弱体州の補正住民 1 人当たり財政力測定値に SH 州の補正住民数を掛けた金額の差額の 25% を特別交付金として受け取る」(第 16 条)となっている。SH 州の 1 人当たり財政力測定値は、0.04227 千 DM (23) である。次の財政力弱体州はニーダーザクセン [NI] 州で、その 1 人当たり財政力測定値 0.08805 DM (23) に SH 州の補正住民数 (2) を掛けた金額と、SH 州の財政力測定値 (10) との差額の 25% が SH 州の特例交付金となる。

他方、ハンブルク (HH) の拠出金は、調整額測定値の 110% までの余剰額 26,198 千 DM (18) に 25% を掛けた 6,549 千 DM (26) と、その 110% を超える余剰額 54,459 千 DM (19) に 50% を掛けた 27,230 千 DM (27) の合計 33,779 千 DM (28) となる。

**交付金・拠出金の再算定** 第 1 次施行令案 1950 の予算案による交付金と拠出金の各州合計は、それぞれ 309,806 千 DM (25)、265,863 千 DM (28) で乖離が生じる。このため、再算定後の交付金と拠出金は、「両者の平均」287,834 千 DM [= (309,806 + 265,863) ÷ 2] に対する割合として、それぞれ 92.908%、108.264% を掛けて、総額が一致する。その結果、SH 州は 115.9 百万 DM の交付金を受け、その財政力指数は、調整前の 34.1% から調整後の 71% にまで改善した。

## 2. 1951～54 年度の不感地帯と非対称性による財政調整の強化

**不感地帯と非対称性** 各州が水平的財政調整に合意するには、第 1 に財政力の弱体州の要求を強力州の許容範囲に押さえ、第 2 にすべての州が財政的犠牲 (Opfer) を同じ程度で公平に分担することである (連邦政府案 1951・52, BStBl. 1952 I S. 835: 第 36 項)。第 3 に、1951 年度の課題は、その第 37 項が指摘するように、1950 年度よりも財政力が高くなる弱体州 (NI: 81.8%, RP: 77.5%) の調整率を引き下げながら、財政援助法を適用しないで SH 州の財政力を引き上げることである (BGBl. 1951 I S. 217)。

このため、交付率と拠出率は、図 2 のように、第 1 に調整前財政力指数の 90～105% を「不感地帯 (tote Zone)」として算定対象から除外した (伊東, 1989: 223)。第 2 に、交付率は、90～85% の地帯で 50% から 25% に引き下げ、70% 未満の地帯で 50% から 75% に引き上げた。第 3 に、拠出率は 105% 以上の地帯で 35% に一本化され、これが交付金額の増加に対応して 1953・54 年度には以下のように 39% に引き上げられた。

$$\begin{aligned} \text{交付金 (25)} &= (\text{調整額測定値} \times 70\% - \text{財政力測定値}) \times 75\% \\ &+ [\text{調整額測定値} \times (85\% - 70\%)] \times 50\% \\ &+ [\text{調整額測定値} \times (90\% - 85\%)] \times 25\% + (\text{特別交付金 (24) : SH 州}) \\ &\dots (1 : 1951-54) \end{aligned}$$

$$\text{拠出金 (28)} = (\text{財政力測定値} - \text{調整額測定値} \times 105\%) \times 35\% \dots (2 : 1951 \cdot 52)$$

$$\text{拠出金 (28)} = (\text{財政力測定値} - \text{調整額測定値} \times 105\%) \times 39\% \dots (2 : 1953 \cdot 54)$$

**特例交付金の定額化** 例えば、一方の「極」である弱体州の SH 州の交付金は、表 3 の他の弱体州と同様に、①調整額測定値の85~90%までの不足額20,772千 DM (15) に25%を掛けて5,193千 DM (20) と、②70~85%までの不足額62,315千 DM (16) に50%を掛けて31,158千 DM (21)、③70%未満の不足額88,641千 DM (17) に75%を掛けた66,481千 DM が算定される。その交付金は第19条によって、「定額化」された特別交付金10,000千 DM (24) を加えた合計112,832千 DM (25) になる。

バーデン州も第20条によって、定額の特例交付金2,000千 DM (27) が交付される。ところが、バーデン州は1951年度に105%超の余剰額3,215千 DM (19) が発生し、これに拠出率35%を掛けた1,125千 DM (26) の拠出となるが、特例交付金によってマイナスの拠出金-875千 DM (=1,125-2,000)、すなわち再算定後899千 DM (13) の交付金を受けることになった。

他方の「極」である強力州のハンブルクは、105%超の余剰額90,271千 DM (19) に35%を掛けた31,595千 DM (26) の拠出となり、再算定後では32,465千 DM の拠出金となる。再算定は、1950年度と同様に、交付金と拠出金の各州合計がそれぞれ184,8906千 DM (25)、175,239千 DM (28) と乖離し、両者の平均に対する割合として、それぞれ97.390%、102.754%を掛けて、総額が180,065千 DM で一致する。

州間財政調整が定着し始めた1953年度は、52年度にバーデン州、WB、WH が統合され、BW 州を含む10州が対象となる。バーデン州への特例交付金2百万 DM は BW 州に引き継がれたが、その拠出金の減額 (27) に留まっている。他方、SH 州への特例交付金は、30百万 DM (24) に引き上げられ、調整後の財政力指数が80.8%に改善している。その結果、調整基金の総額は再び、251.2百万 DM に増額する必要があったから、拠出率を39%に引き上げざるを得ず、NW 州の拠出金は151.5百万 DM と総額の6割を占めるまでになった。

**州間財政調整の調整効果** 実住民数1人当たり金額に基づく調整後財政力測定値は、交

付金・拠出金を財政力測定値に加減したものであるが、交付率・拠出率による調整効果は、表4の推定結果のように、調整後財政力測定値指数の人口密度の係数21.74が財政力測定値指数の26.18に対して、4.44ポイント下落している。これは、「調整負担」による州・市町村税と財政力測定値の人口密度の係数格差8.33(=34.51-26.18)の半分にすぎない。これに対して、SH州の特例交付金は、交付率・拠出率の調整効果と単純には比較できないが、財政力測定値指数と調整後財政力測定値指数の「SHダミー」が-40.79から-14.92に25.87ポイント改善しているから、かなりの効果を発揮したことになる。

### 3. 「調整基金」に対する垂直的執行

**調整基金への調達金** 水平的財政調整に関する連邦と州の垂直的執行は、財政力の強力州が連邦政府特別会計の「調整基金」に「調達金」を拠出し、弱体州が連邦政府から交付金を受け取る形で完了する。したがって、州間財政調整は「両極調整」を特徴とするが、州と州との間で個別の債権・債務の関係はない。

調整基金の規模などの州間財政調整の策定過程は第1に、弱体州の「極」に対する調整程度が決定される。第2に、この調整程度は表3の算定過程が示したように、自動的に弱体州全体の交付金合計を決める。この交付金の各州合計は第3に、1953年度の拠出率が51年度の35%から39%に引き上げられたように、調達金(拠出金)の各州合計すなわち調整基金の規模を決定するが、拠出率に関する強力州の「極」の許容範囲内で決定される。

これらの政治的決定過程は、連邦参議院の州首相会議を舞台とした強力州と弱体州の「共同決定」(多数決)であるが、連邦大蔵省が仲介者として州間財政調整の連邦政府案を策定する(レンチュ、1991)。このとき、各州は、連邦政府案に対する自らの意見が、少数派として十分に反映されないとき、連邦憲法裁判所に提訴するわけである。

**一般財源による間接限界責任** 第2期(1956~69年度)以降では、第1期(1950~55年度)の「調整基金」が消滅し、拠出金は直接、連邦大蔵省国庫に特定税目(第2期では所得税・法人税、1970年度以降の第3期では売上税)の一定割合が引き渡される。これに対し、第1期の調達金は以下のように、特定税目に対する「引渡率」ではなく、強力州の「一般財源」から拠出され、特定税目の指定はない。

$$\begin{aligned} (\text{一般財源の拠出金} \cdot \text{交付金}) &= (\text{財政力測定値} - \text{調整額測定値}) \times (\text{拠出率} \cdot \text{交付率}), \\ &\dots (3) \end{aligned}$$

ここで、この式は第1に、右辺の財政力測定値がナショナル・ミニマムの基準となる調整額測定値を上回る（下回る）とき、強力州（弱体州）が、限界的な差額の一定割合を抛出する（交付される）ことを意味している。第2に、この州から連邦への垂直的執行は直接、税率操作権の行使につながらないので、間接限界責任である。第3に、州間財政調整の第1次施行令は、予算上の抛出金・交付金の前払いを設定するが、第1期では、一般財源による「金額」を表示している。

**第2次施行令の決算による清算** 1950年度の垂直的執行による前払いは、1951年6月29日に公布された第1次施行令案1950の算定額の90%とされた（BR. Drucks. 453/51）。1951年度の前払いは、1952年12月12日に示された連邦政府案1951・52（BStBl. 1952 I S. 835）が、時間的に間に合わなかったので、第1次施行令1950（BGBl. 1951 I S. 408）の算定額の80%とされ、いずれも金額で表示されている。この1951年度の前払いは、1952年10月8日の州間財政調整法1951・52で、例えばハンブルク（HH）の調達金29.5百万DM、SH州の交付金100百万DMと改められた（BGBl. 1952 I S. 665）。

本来の決算は、第2次施行令によって清算されるが、1951年度の決算は1953年2月25日の第1次施行令案1951・52（BR. Drucks. 83/53）でハンブルクの調達金36,320千DM、SH州の交付金102,566千DMが示され、1953年3月11日の第1次施行令1951・52（BGBl. 1953 I S. 54）でハンブルクの調達金36,606千DM、SH州の交付金101,811千DMで確定している。こうした決算による清算のタイムラグは、州間財政調整が誕生した第1期では避けられず、1953・1954年度の決算は、1961年5月23日の施行令1953・54・55でようやく確定している（BR. Drucks. 201/61）。

#### IV. 全体責任の連邦シフトと直接・間接限界責任の制度連携

**SH州への財政援助法のアドホックな連携** SH州への財政援助も、基本法制定前の「当座貸し」や戦後負担暫定規律法については、各州が全体責任を発揮せざるを得なかった。これに対し、制定後のSH州への財政援助は、州間財政調整のSH州への特例交付金によって、各州の間接限界責任にシフトした。

しかし、1950年度の州間財政調整の交付金だけでは、SH州の財源不足を解消できなかった。このため、連邦政府は1951年3月29日、緊急にSH州への財政援助法（BGBl. 1951 I S. 217）を定め、1951年度に70百万DMの貸付け（補助金ではない！）を供与した（レンチュ、1991、邦訳：154）。これが、連邦の全体責任である。

この連邦の全体責任は補完性の原理に従って、州間財政調整による各州の間接限界責任との「連携」が始まったことを意味する。ただし、SH 州への財政援助法は、州間財政調整法第23条でも示されているが、事後的でアドホックな連携に過ぎない。

**補充的財政調整の算定方法** これに対し、州間財政調整法1951・52の「補充的財政調整」(第Ⅱ章1948・49年度戦後負担と社会費負担に伴う各州の過大負担の調整：第29～31条)は、州の間接限界責任と連邦の全体責任に関して、事前に連邦政府案でも示された「制度連携」である(BGBI. 1952 I S. 665)。補充的財政調整は、連邦政府が存在しなかった年に生じた各州の財政上の不均衡、すなわち1948・49年度の戦後負担と社会費に伴う各州の過大負担を取り除くため、単年度で最終的に調整するものである<sup>(4)</sup>。

受取州の割当率の算定に関して、連邦邦政府案1951・52の第4～6項によれば、基本法の成立によって1950年度から連邦に移譲された売上税・関税等の税収分は表5のように、1948[1949]年度では州の税収である(BStBl. 1952 I S. 835)。その金額はそれぞれ、4,110.8 [7,390.8] 百万 DM (1) であり、1948年度は通貨補償分(Gelderstausstattung) 480.0百万 DM (2) を加えた4,590.8百万 DM (3) が各州合計の利益となる。これに対し、各州では、1948 [1949] 年度に戦後負担と社会費負担の合計5,651.0 [7,959.6] 百万 DM を負担していたから、これが不利益になる。

しかし、1950年度は利害の割合方式で、連邦に移譲された戦後負担と社会費負担の一部を州が負担した。このため、1948 [1949] 年度に利害の割合方式が導入されたとすれば、その金額は、678.6 [966.6] 百万 DM [ $\text{①} \times 10\% + (\text{②} + \dots + \text{⑥}) \times 15\%$ ] になる<sup>(5)</sup>。これらを戦後負担と社会費負担の合計から控除すると、連邦の純負担分は4,972.4 [6,993.0] 百万 DM (4) になり、その後連邦に移譲された連邦道等の財政負担405.8 [571.6] 百万 DM (5) を加えると、過大負担(Übergangslasten) となる不利益の合計

(4) その内容は、連邦政府案1951・52(BStBl. 1952 I S. 835) 第42～47項によれば、①不利益州の担う主要負担に基づく短期公債(schwebenden Schulden：一時借入金)の2分の1(250百万 DM)を連邦債で引き受け、各年度で少なくとも5分の1を返済(第29条1項)、②財政力の強力な4州(HB, HH, NW, WB)が連邦債の150百万 DM を引き受ける貸付の供与(第29条2項)、③受取州の割当率(第30条1項 Baden：6%, BY：26.4%, HE：21.2%, NI：26.4%, RP：6.0%, SH：12.0%, WH：2%)と100百万 DM の連邦引き受け(第30条2項)、④元利償還の必要金額は連邦と州の間の財政的分担の枠組みで、償還時点で連邦の財政負担になること、という補助金(Zuschuß)によって連邦と州が融和して解決された。

(5) その内訳は、①占領軍と占領後の経費負担(Besatzungs- und Besatzungsfolgekosten)：3,435.1 [3,892.3] 百万 DM、②戦後負担：難民の流入と流出(Kriegsfolgenhilfe einschl. Umsiedlung u. Auswanderung)：680.3 [758.0] 百万 DM、③ナチス時代国防軍の退役軍人の年金と扶養負担(Versorgung verdrängter Beamter und Unterhaltsbeiträge an ehemalige Wehrmachtangehörige)：117.9 [243.8] 百万 DM、④戦争犠牲者年金(Kriegsopferversorgung)：907.7 [1,914.6] 百万 DM、⑤失業扶助(Arbeitslosenfürsorge)：107.9 [649.7] 百万 DM、⑥社会保険の交付金(Zuschüsse zur Sozialversicherung)：402.1 [501.2] 百万 DM である。

表5 1948年 DM 期間と1949年度の各州の利益と不利益:

第1次移行法 (1950年11月28日) による連邦と州の垂直的財政調整の欠如と、財政調整法1950 (1951年3月16日) による州間の水平的財政調整の欠如の利益と不利益の比較		Baden	BY	HB	HH	HE	Lindau	NI	NW	RP	SH	W. Baden	W. Hohenz.	合計 (概算チャック)	
<b>【1948年 DM 期間】</b>															
1	1950年4月1日から連邦に移譲される州税収分 <sup>(1)</sup>	123.8	577.6	223.6	457.9	299.1	8.3	449.5	1,162.6	192.0	155.3	388.6	72.5	4,110.8	0.0
2	通貨補償分	26.4	78.6	14.5	76.6	29.4	2.7	49.2	102.0	28.3	14.5	49.1	8.7	480.0	0.0
3	州の利益: (1+2)	150.2	656.2	238.1	534.5	328.5	11.0	498.7	1,264.6	220.3	169.8	437.7	81.2	4,590.8	
4	戦後負担や社会費負担 <sup>(2)</sup> による州の不利益 <sup>(3)(4)</sup> : 利益の割合方式の負担控除後	-163.9	-783.5	-80.3	-329.6	-517.4	-6.8	-808.8	-1,264.3	-239.5	-346.6	-334.5	-97.2	-4,972.4	0.0
5	1950年4月1日以降に連邦が担うその他の財政負担	-18.0	-83.6	-17.8	-40.3	-17.3	-1.0	-42.2	-96.0	-18.4	-15.9	-45.8	-9.5	-405.8	0.0
6	州の不利益: (4+5)	-181.9	-867.1	-98.1	-369.9	-534.7	-7.8	-851.0	-1,360.3	-257.9	-362.5	-380.3	-106.7	-5,378.2	0.0
7	垂直的財政調整の欠如による利益と不利益: (3-6)	-31.7	-210.9	140.0	164.6	-206.2	3.2	-352.3	-95.7	-37.6	-192.7	57.4	-25.5	-1,152.6	365.2
8	1950年度水平的州間財政調整の欠如による利益と不利益	-4.9	-9.2	0.6	38.0	27.2	2.2	-63.8	38.1	-26.4	-57.5	57.6	-1.9	163.7	-163.7
9	SH州への財政援助 (当座貸し) による利益と不利益	-16.2	-16.2	-4.1	-10.1	-9.0		-2.6	-34.5		86.9	-10.3		86.9	-84.8
10	1950年度に対する1948年度の利益と不利益の合計: (7+8+9)	-36.6	-236.3	136.5	192.5	-188.0	5.4	-418.7	-92.1	-64.0	-163.3	104.6	-27.4	-1,226.4	439.0
<b>【1949年度】</b>															
0	フランス占領地域の収入と支出の利益と不利益	3.4					-0.1			-12.3			0.0	9.0	0.0
1~3	1950年4月1日から連邦に移譲される州税収分 <sup>(1)</sup>	221.8	1,131.7	393.2	694.2	470.7	9.0	906.5	2,100.4	385.2	300.2	632.1	145.8	7,390.8	0.0
4	戦後負担や社会費負担 <sup>(2)</sup> による州の不利益 <sup>(3)(4)</sup> : 利益の割合方式の負担控除後	-271.2	-1,354.5	-101.5	-297.2	-716.9	-10.2	-1,081.9	-1,636.0	-363.3	-450.1	-562.4	-147.8	-6,993.0	0.0
5	1950年4月1日以降に連邦が担うその他の財政負担	-24.7	-114.8	-23.9	-54.3	-24.4	-1.2	-58.9	-135.5	-26.0	-22.1	-63.3	-13.5	-562.6	0.0
6	州の不利益: (4+5)	-295.9	-1,469.3	-125.4	-351.5	-741.3	-11.4	-1,140.8	-1,771.5	-389.3	-472.2	-625.7	-161.3	-7,555.6	0.0
7	垂直的財政調整の欠如による利益と不利益: (3-6)	-70.7	-337.6	267.8	342.7	-270.6	-2.5	-234.3	328.9	-16.4	-172.0	6.4	-15.5	-1,119.6	945.8
8	1950年度水平的州間財政調整の欠如による利益と不利益 <sup>(5)</sup>	-0.8	-35.8	11.3	32.7	12.5	1.6	-92.5	111.3	-23.6	-108.8	84.5	7.6	261.5	-261.5
9	1949年度水平的財政調整による利益と不利益: 戦後負担暫定規程法 (4月~9月), 戦後負担規程法 (10月~1950年3月)	92.6	92.6	-106.2	-219.5	14.3		221.8	-122.7	42.5	215.1	-137.9		-586.3	586.3
10	1950年度に対する1949年度の利益と不利益の合計: (7+8+9)	-71.5	-280.8	172.9	155.9	-243.8	-0.9	-105.0	317.5	2.5	-65.7	-47.0	-7.9	-822.6	648.8
<b>【1948・1949年度の合計】</b>															
11	1950年度に対する1948・49年の利益と不利益の合計: 1948 (10)+1949 (10)	-108.1	-517.1	309.4	348.4	-431.8	4.5	-523.7	225.4	-61.5	-229.0	57.6	-35.3	-1,906.5	945.3
12	不利益 (11) の構成比: %	5.7	27.1	22.6	22.6	22.6		27.5	27.5	3.2	12.0	1.9	100.0	0.0	0.0
13	財政調整法1951・52の第30条1項: %	6.0	26.4	21.2	21.2	21.2		26.4	26.4	6.0	12.0	2.0	100.0	0.0	0.0
14	1949年の増加した余剰額と不足額 <sup>(5)</sup>	-39.7	-117.4	42.0	39.1	-116.5	2.9	-97.2	213.6	-27.9	-50.5	81.0	-22.3	-471.5	378.6
15	短期債券 <sup>(6)</sup>	-38.2	-107.4		-103.5			-134.3		-42.9	-112.8		-23.3	-562.4	

注(1) 売上税、通行税、関税、個別消費税: ただし、移行法以前に合同経済地域 (VVG) となわち連邦に帰属する税とビール税は除くが、行政経費補償分としてのビール税の2%は含む。  
 (2) 占領軍経費の90%, 戦後援助費の75%等々, (3) 行政経費補償分としての売上税と通行税の2%, (4) 連邦道と財務管理費等々, (5) ニーターサークセン家項含む, (6) 延滞支払 (Zahlunsrückstände) と算定上受け取った短期信用 (kurzfristige Kredite): ただし、当座貸しは除く。  
 出所: 連邦政府案1951・52 (BSHl. 1952 I S. 835) の付表1



は、5,378.2 [7,564.6] 百万 DM (6) となる。これらの過大負担の「不利益」と連邦に移譲された州税収分の「利益」を比較すると、州全体では、1948年度に787.4百万 DM [7 := 5,378.2 (6) - 4590.8 (3)], 1949年度は173.8百万 DM [7 := 7,555.6 (6) + 9.0 (0) - 7,390.8 (3)] の「純不利益」が発生していたことになる。

各州の1950年度に対する1948 [1949] 年度の利益と不利益の算定は、1950年度に導入された州間財政調整(8)やSH州への当座貸し[戦後負担暫定規律法・戦後負担規律法](9)を考慮し、両年度を合計すると、不利益は1,906.5百万 DM (11)になる。その構成比(12)は、州間財政調整法1951・52第30条1項が示した比率(Baden: 6%に対する5.7%)にほぼ一致する。こうして、各州の州間財政調整による間接限界責任の発揮は、補充的財政調整を通じて、連邦による全体責任の確保と「制度連携」したのである。

**直接限界責任への制度連携** 以上の算定方法を財政責任システムからみると、第1に、間接限界責任は、個人や企業の税負担に影響しない。しかし、それは、連邦や州、市町村の垂直的税収配分のもとで、源泉地課税の「地域収入の原則」に対し、所得税や法人税の税収分割によって居住地課税に転換させる。このような「連邦国家」の地域連携は、北部の財政力弱体州への交付金が、南部の強力州の拠出金で賄われる水平的な州間財政調整で確保された。

第2に、連邦政府の全体責任では、州間財政調整も、各州の連邦調整基金への拠出と調整基金からの交付という「垂直的執行」で完了する。また、各州の州・市町村税の連邦平均に不足する「税源要素」は、間接限界責任の州間財政調整によって保障されるが、戦後負担等の歳出面の「需要要素」は、補充的財政調整によって保障され、「社会国家」の全体責任が確保される。

第3に、ドイツの協調的連邦主義は、連邦国家として各州の間接限界責任と、社会国家として連邦の全体責任の「調和」(制度連携)を意味する。連邦国家の中間州が、連邦平均の自主財源で十分な財源を確保できないときや、強力州の拠出と連邦政府の財政支援で弱体州を支えられないとき、連邦と州は「共同決定」によって税率操作権を行使することになる。したがって、間接限界責任と全体責任の連携や、この連携から直接限界責任へとという2つの制度連携は、州間財政調整法1951・52が補充的財政調整を導入した「第1期」において、すでに開始されていたと判断できる。

(近畿大学教授)

(地方財政審議会会長, 九州大学名誉教授)

(大阪大学大学院教授)

付表1 州間財政調整法と施行令の経過

	垂直的税収・事務配分	水平的財政調整	州間財政調整法・施行令	[付表内容]
1948年度	通貨改革法 1948年6月21日	SH 州への当座貸し		
1949年度	基本法 (BGBI. 1949 I S. 1) 1949年5月23日	戦後負担暫定規律法 (WiGBI. 1949 S. 235) 1949年8月6日  戦後負担規律法 (BGBI. 1950 I S. 43) 1950年3月21日		
1950年度	第1次移行法 (BGBI. 1950 I S. 773) 1950年11月28日	州間財政調整法1950 (BGBI. 1951 I S. 198) 1951年3月16日	第1次施行令案1950 (BR. Drucks. 453/51) 1951年5月23日	[連邦政府案1950] [予算案1950]
	SH 州への財政援助法 (BGBI. 1951 I S. 217) 1951年3月29日		第1次施行令1950 (BGBI. 1951 I S. 408) 1951年6月26日	[付表なし]
1951年度	第2次移行法 (BGBI. 1951 I S. 774) 1951年8月21日	税収分割法 (BGBI. 1952 I S. 225) 1952年3月29日	連邦政府案1951・52 (BStBl. 1952 I S. 835) 1952年12月12日	[連邦政府案1951]
	一部要求法1951 : 27% (BGBI. 1951 I S. 864) 1951年10月23日	州間財政調整法1951・52 (BGBI. 1952 I S. 665) 1952年10月8日	第1次施行令案1951・52 (BR. Drucks. 83/53) 1953年2月25日  第1次施行令1951・52 (BGBI. 1953 I S. 54) 1953年3月11日	[決算1951] [予算1952]  [付表なし]
1952年度	第3次移行法 (BGBI. 1952 I S. 1) 1952年7月25日		第2次施行令案1951・52 (BR. Drucks. 34/54) 1954年2月6日	[決算1952]
	一部要求法1952 : 37% (BGBI. 1952 I S. 389) 1952年7月25日			
1953年度	一部要求法1953 : 38% (BGBI. 1953 I S. 413) 1953年6月24日	州間財政調整法1953・54 (BGBI. 1953 I S. 446) 1953年6月26日	第1次施行令案1953・54 (BR. Drucks. 111/54) 1954年3月23日	[予算1953]
1954年度	一部要求法1954 : 38% (BGBI. 1955 I S. 182) 1955年4月25日		施行令1953・54・55 (BR. Drucks. 201/61) 1961年5月23日	[決算1953] [決算1954] [決算1955]

出所) 筆者作成。

ドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史〔I〕(中井・他)

付表2 州間財政調整の実住民数1人当たり金額：DM

	Baden	WB	WH	BW	BY	HB	HH	HE	Lmdau	NI	NW	RP	SH	合計
1	1950	167.31	212.39	167.38	194.72	149.73	253.19	307.81	185.86	202.58	194.76	127.12	97.96	171.78
2	1950	56.12	49.45	38.64	48.85	45.84	102.18	94.41	46.67	21.93	40.25	44.84	56.60	48.23
3	1950	111.19	162.94	128.74	145.87	103.90	151.01	213.40	139.19	180.65	154.51	82.28	41.36	123.55
4	1950	114.89	122.20	114.18	119.20	119.54	146.19	163.16	120.00	113.78	128.65	115.53	121.16	123.55
5	1950	-3.70	40.75	14.56	26.67	-15.64	4.82	50.23	19.19	66.87	25.86	-33.25	-79.81	14.42
6	1950	2.02	-16.87	-4.31	-10.63	4.04	-1.17	-20.50	-6.43	-29.80	-9.46	11.49	40.20	5.43
7	1950	2.25	-18.75	-4.79	-11.81	4.49	-1.31	-22.78	-7.14	-33.12	-10.52	12.76	44.66	6.03
8	1950	113.44	144.19	123.95	134.06	108.39	149.70	190.62	132.05	147.53	143.99	95.04	86.02	129.59
9	1950	96.78	133.34	112.76	122.38	86.91	103.30	130.79	115.99	158.77	120.10	71.22	34.13	100.00
10	1950	98.74	118.00	108.56	112.47	90.67	102.40	116.83	110.04	129.66	111.93	82.27	70.99	104.88
1	1951	177.63	224.40	179.07	206.17	162.09	277.59	357.42	205.63	207.40	221.45	136.36	112.44	191.99
2	1951	15.16	27.41	15.82	22.68	23.11	62.23	65.53	22.50	14.22	21.52	18.75	30.11	24.78
3	1951	162.47	197.00	163.25	183.49	138.98	215.35	291.90	183.13	132.08	199.93	117.62	82.33	167.21
4	1951	155.27	165.96	153.97	161.49	161.44	193.22	219.97	163.04	155.22	174.34	156.34	163.37	167.21
5	1951	7.20	31.03	9.28	21.99	-22.46	22.13	71.93	20.10	37.97	25.59	-38.73	-81.04	14.81
6	1951	-3.81	-11.40	-5.36	-8.68	1.85	0.00	-8.56	-5.51	-18.33	-4.40	4.63	28.95	3.24
7	1951	1.48	-8.17	-0.57	-4.73	1.54	-4.48	-21.91	-4.29	-10.86	-6.07	9.34	41.24	3.56
8	1951	163.94	188.82	162.68	178.75	140.52	210.87	269.99	178.84	182.32	193.86	126.96	123.57	170.77
9	1951	104.63	118.70	106.03	113.62	86.09	111.45	132.70	112.33	124.46	114.68	75.23	50.39	100.00
10	1951	105.58	113.77	105.66	110.69	87.04	109.13	122.74	109.69	117.46	111.20	81.21	75.64	102.13
1	1952		247.82	247.82	247.82	188.60	308.74	351.40	230.85	235.35	161.24	130.43	223.65	223.65
2	1952		25.85	25.85	25.85	22.48	72.96	40.37	27.23	13.35	21.91	19.70	31.34	25.16
3	1952		221.97	221.97	221.97	166.12	235.78	311.03	203.62	222.00	245.62	141.54	99.09	198.49
4	1952		191.63	191.63	191.63	191.55	229.10	260.88	193.59	183.75	207.01	185.51	193.78	198.49
5	1952		30.34	30.34	30.34	-25.43	6.68	10.03	10.03	38.25	-40.25	-43.97	-94.69	17.90
6	1952		-7.90	-7.90	-7.90	0.91	0.00	-15.80	-0.27	0.00	-7.11	5.83	41.18	3.67
7	1952		-7.21	-7.21	-7.21	1.52	0.00	-13.45	-0.13	-10.53	-10.24	10.05	46.87	4.39
8	1952		214.76	214.76	214.76	167.64	235.78	297.59	203.49	211.47	235.38	151.59	145.96	202.88
9	1952		115.83	115.83	115.83	86.72	102.92	119.22	105.18	120.82	118.65	76.30	51.14	100.00
10	1952		112.07	112.07	112.07	87.52	102.92	114.07	105.11	115.09	113.71	81.71	75.32	102.21
1	1953		267.95	267.95	267.95	194.81	338.75	390.27	232.08	221.69	280.49	177.98	141.59	236.56
2	1953		23.64	23.64	23.64	22.63	61.30	65.55	22.95	13.30	22.73	17.36	34.93	25.39
3	1953		244.31	244.31	244.31	172.18	277.44	324.72	209.12	208.39	257.76	160.62	106.66	211.17
4	1953		203.82	203.82	203.82	203.60	243.14	277.19	205.98	196.97	220.28	197.17	205.85	211.17
5	1953		40.50	40.50	40.50	-31.42	34.31	47.53	3.14	11.43	-37.48	-36.55	-99.18	18.81
6	1953		-10.62	-10.62	-10.62	3.03	0.00	-10.44	0.00	0.00	-10.15	5.94	56.73	4.77
7	1953		-11.47	-11.47	-11.47	3.00	0.00	-13.06	0.00	-0.61	-10.27	5.98	59.09	5.01
8	1953		232.85	232.85	232.85	175.18	277.44	311.66	209.12	207.79	247.49	166.61	165.75	216.18
9	1953		119.87	119.87	119.87	84.57	114.11	117.15	101.53	105.80	117.02	81.46	51.82	100.00
10	1953		114.24	114.24	114.24	86.04	114.11	112.43	101.53	105.49	112.35	84.50	80.52	102.37
1	1954		285.23	285.23	285.23	204.66	370.90	439.17	243.70	407.03	298.31	192.52	152.71	252.29
2	1954		23.88	23.88	23.88	23.03	59.93	75.39	22.95	19.15	21.61	17.95	32.89	25.39
3	1954		261.34	261.34	261.34	181.62	310.97	363.78	230.75	387.88	276.71	174.57	119.82	226.90
4	1954		219.54	219.54	219.54	217.56	298.23	323.08	221.51	323.08	237.38	211.98	218.31	226.90
5	1954		41.81	41.81	41.81	-35.94	49.05	65.55	-0.76	64.80	-48.67	-37.41	-98.49	20.26
6	1954		-9.86	-9.86	-9.86	2.85	0.00	-9.68	0.00	0.00	-9.41	5.60	54.06	4.46
7	1954		-11.51	-11.51	-11.51	4.46	-1.39	-19.38	0.00	-18.63	-10.50	5.56	57.81	5.38
8	1954		249.83	249.83	249.83	186.08	309.58	344.40	230.75	369.25	266.20	180.13	177.63	232.28
9	1954		119.04	119.04	119.04	83.48	118.73	121.98	99.66	120.06	116.57	82.35	54.88	100.00
10	1954		113.80	113.80	113.80	85.53	118.20	115.48	99.66	114.23	112.14	84.98	81.37	102.37
1	1955		268.28	268.28	268.28	201.51	363.80	469.74	241.84	407.03	298.31	192.52	152.71	244.12
2	1955		0.00	0.00	0.00	0.00	18.19	23.49	0.00	0.00	0.00	0.00	24.03	2.16
3	1955		268.28	268.28	268.28	201.51	345.61	446.25	241.84	407.03	298.31	192.52	152.71	244.12
4	1955		236.87	236.87	236.87	235.08	263.78	237.88	237.88	234.20	248.30	231.75	236.10	241.96
5	1955		31.41	31.41	31.41	-33.56	81.84	142.98	3.96	3.96	-45.41	-35.33	-122.81	21.26
6	1955		-16.45	-16.45	-16.45	11.00	-19.47	-59.60	-0.92	19.27	-18.31	24.12	87.66	10.14
7	1955		-16.42	-16.42	-16.42	11.15	-19.97	-74.76	-2.07	19.49	-18.47	20.58	96.25	10.83
8	1955		251.86	251.86	251.86	212.67	325.64	371.49	239.77	208.33	265.16	205.68	209.54	252.79
9	1955		113.26	113.26	113.26	85.72	131.02	147.15	101.67	80.62	114.23	76.76	47.98	100.00
10	1955		106.33	106.33	106.33	90.47	123.45	122.49	100.79	88.93	106.79	88.75	88.75	104.48

出所) 第1次施行令1950 (BR. Drucks. 453/51), 第1次施行令1951・52 (BR. Drucks. 34/54), 第2次施行令1951・52 (BR. Drucks. 201/61) より作成。

参 考 文 献

- [1] Geske, Otto-Erich (1985), Der bundesstaatliche Finanzausgleich in Streit der Länder, *DÖV*, 38, 421-430.
- [2] Fischer-Menshausen, H. (1983), Art. 107 (Länderfinanzausgleich), Hrsg. von Ingo von Münch, *Grundgesetz-Kommentar*, Bd. 3, 839, München.
- [3] 伊東弘文 (2002) 「地域間の財政連帯—1955年のドイツ財政基本規範改革の経験」(甲斐論・濱砂敬郎編著『国際経済のグローバル化と多様化 I—グローバル経済下の環境会計・歴史』九州大学出版会)。
- [4] —— (1997) 「水平的財政調整システムの誕生」(伊東弘文・徳増俣洪編著『現代経済システムの展望』九州大学出版会)。
- [5] —— (1995) 『現代ドイツ地方財政論 (増補版)』文真堂。
- [6] —— (1989) 「連邦・州間財政調整をめぐる憲法紛争の発生と解決」(原田溥・津守常弘編著『現代西ドイツの企業経営と公共政策』九州大学出版会)。
- [7] 伊藤 廉 (1976) 「西ドイツの邦間財政調整のしくみ」(地方財務協会『世界の地方財政制度 [II]』)。
- [8] 寺尾 隆 (2006) 「現代ドイツ研究のための印刷・電子メディア」『香散見草』(近畿大学中央図書館報) 第34号, 27-31。
- [9] 中井英雄 (2007) 『地方財政学—公民連携の限界責任—』有斐閣。
- [10] —— (1999) 「自治体財政責任の原理—英国・ドイツを事例として—」(日本地方財政学会編『地方分権と財政責任』勁草書房)。
- [11] —— (1997) 「英国地方自治体の財政責任システム」一橋大学『経済研究』第48巻, 第1号。
- [12] ——・伊東弘文・齊藤 慎 (1997) 「ドイツ地方自治体の財政責任システム」近畿大学商経学部, *Working Paper*, No. 28.
- [13] Renzsch, W. (1991), *Finanzverfassung und Finanzausgleich: Die Auseinandersetzungen um ihre politische Gestaltung in der Bundesrepublik Deutschland zwischen Währungsreform und deutscher Vereinigung* (1948 bis 1990), Bonn: Dietz [レンチュ, W. (1999) / 伊東弘文訳『ドイツ財政調整発展史—戦後から統一まで』九州大学出版会]。
- [14] シュメルダース, G. (1970) / 山口忠夫・中村英雄・里中恒志・平井源治訳 (1981) 『財政政策 [第三版]』中央大学出版会。
- [15] Statistisches Bundesamt (1952-56), *Statistisches Jahrbuch 1952-56 für die Bundesrepublik Deutschland*, Weisbaden: Metzler Poeschel.
- [16] 高田 敏・初宿正典 (編訳) (2001) 『ドイツ憲法集 [第三版]』信山社。
- [17] Zimmermann, H. (Hrsg.) (1985), *Räumliche Aspekte des kommunalen Finanzausgleichs*, Hannover: Vincentz.

関 連 法 令

- 第1次移行法 (BGBl. 1950 I S. 773), Erstes Gesetz zur Überleitung von Lasten und Deckungsmitteln auf den Bund (Erstes Überleitungsgesetz): Vom 28. November 1950, *Bundesgesetzblatt*.
- SH 州への財政援助法 (BGBl. 1951 I S. 217): Gesetz über eine Finanzhilfe für das Land Schleswig-Holstein: Vom 29. März 1951, *Bundesgesetzblatt*.
- 第2次移行法 (BGBl. 1951 I S. 774), Zweites Gesetz zur Überleitung von Lasten und Deckungsmitteln auf den Bund (Zweites Überleitungsgesetz): Vom 21. August 1951, *Bundesgesetzblatt*.
- 第3次移行法 (BGBl. 1952 I S. 1), Gesetz über die Stellung des Landes Berlin im Finanzsystem des Bund (Drittes Überleitungsgesetz): Vom 4. Januar 1952, *Bundesgesetzblatt*.
- 一部要求法1951 (BGBl.1951 I S. 864), Gesetz über die Inanspruchnahme eines Teils der Einkommensteuer und der Körperschaftsteuer durch den Bund im Rechnungsjahr 1951: Vom 23. Oktober 1951, *Bundesgesetzblatt*.
- 一部要求法1952 (BGBl. 1952 I S. 389), Gesetz über die Inanspruchnahme eines Teils der Einkommensteuer und der Körperschaftsteuer durch den Bund im Rechnungsjahr 1952: Vom 25. Juli 1952, *Bundesgesetzblatt*.
- 一部要求法1953 (BGBl. 1953 I S. 413), "Zweiter Teil: Inanspruchnahme eines Teils der Einkommensteuer und der Körperschaftsteuer durch den Bund", Gesetz zur Änderung steuerlicher Vorschriften und zur Sicherung der Haushaltsführung: Vom 24. Juni 1953, *Bundesgesetzblatt*.
- 一部要求法1954 (BGBl. 1954 I S. 182), Gesetz über die Inanspruchnahme eines Teils der Einkommensteuer und der Körperschaftsteuer durch den Bund im Rechnungsjahr 1954: Vom 25. April 1955, *Bundesgesetzblatt*.
- 戦後負担暫定規律法 (WiGBI. 1949 S. 235), Gesetz zur vorläufigen Regelung der Kriegsfolgelasten im 1949: Vom 6. August 1949, *Gesetzblatt der Verwaltung des Vereinigten Wirtschaftsgebietes*.
- 戦後負担規律法 (BGBl. 1950 I S. 43), Gesetz zur Regelung der Kriegsfolgelasten im 1949: Vom 21. März 1950, *Bundesgesetzblatt*.
- 州間財政調整法1950 (BGBl. 1951 I S. 198), Gesetz über den Finanzausgleich unter den Ländern im Rechnungsjahr 1950: Vom 16. März 1951, *Bundesgesetzblatt*.
- 州間財政調整法1951・52 (BGBl. 1952 I S. 665), Gesetz über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1951 und 1952: Vom 8. Oktober 1952, *Bundesgesetzblatt*.
- 州間財政調整法1953・54 (BGBl. 1953 I S. 446), Gesetz über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1953 und 1954: Vom 26. Juni 1953, *Bundesgesetzblatt*.
- 税収分割法 (BGBl. 1952 I S. 225), Gesetz über die Steuerberechtigung und die Zerlegung bei der Einkommensteuer und der Körperschaftsteuer (Zerlegungsgesetz): Vom 29. März 1952, *Bundesgesetzblatt*.
- 第1次施行令案1950 (BR. Drucks. 453/51), Entwurf einer Ersten Verordnung zur Durchführung des Gesetz über den Finanzausgleich unter den Ländern im Rechnungsjahr 1950: 23 Mai 1951, *Bundesrat*.

- 第1次施行令1950 (BGBl. 1951 I S. 408), Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über den Finanzausgleich unter den Ländern im Rechnungsjahr 1950: Vom 26. Juni 1951, *Bundesgesetzblatt*.
- 連邦政府案1951・52 (BStBl. 1952 I S. 835), Begründung zum Regierungsentwurf des Gesetzes über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1951 und 1952: Vom 8. Oktober 1952 (BGBl. 1952 I S. 665), *Bundessteuerblatt*.
- 第1次施行令案1951・52 (BR. Drucks. 83/53), Entwurf einer Ersten Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1951 und 1952: 25 Februar 1953, *Bundesrat*.
- 第1次施行令1951・52 (BGBl. 1953 I S. 54), Erste Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1951 und 1952: Vom 11. März 1953, *Bundesgesetzblatt*.
- 第2次施行令案1951・52 (BR. Drucks. 34/54), Entwurf einer Zweiten Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1951 und 1952: 6 Februar 1954, *Bundesrat*.
- 第1次施行令案1953・54 (BR. Drucks. 111/54), Entwurf einer Ersten Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1953 und 1954: 23 März 1954, *Bundesrat*.
- 施行令1953・54・55 (BR. Drucks. 201/61), Verordnung zur Durchführung des Gesetzes über den Finanzausgleich unter den Ländern in den Rechnungsjahren 1953, 1954 und 1955: 23 Mai 1954, *Bundesrat*.